

水上バイクレンタル 契約書及び確認承諾書

レンタルに対し以下の規約を厳守し申込みをお願いします。



- ・レンタル艇乗船中はライフジャケット着用の厳守。
 - ・操縦中、トーイング中など、水上でのあらゆる事故すべてを自己責任とします。
 - ・破損、水没、人身、対物事故等、全ての事故に対し借主に全責任を持って対応していただきます。
 - ・乗船中は特殊小型船舶操縦士(水上オートバイ)の免許証を必ず携帯。
 - ・飲酒運転・危険運転等は全面的に禁止。
 - ・漁船、遊覧船、ウェイク艇の航路の妨害(横切り・接近等)は禁止。
 - ・マリーナ前の内港、漁船出口付近では最除行で航行し空ふかし蛇行航行等の禁止。
 - ・万が一レンタル艇等を傷つけた場合は、弊社の指示に従い修理及び全額実費にて弁償。
 - ・レンタル艇等は借主契約者及び免許保有者以外操縦できないことを理解し、これに違反した場合全ての事故、トラブルに対し借主に全責任を持って対応していただきます。
 - ・砂浜や浅瀬などでの航行(1.2mとする)エンジン始動は船艇を痛めるため絶対に行わない。
 - ・万が一レンタル艇等を傷つけた場合は、速やかに報告する。
 - ・特殊小型船舶操縦士(水上オートバイ)の免許証提示・コピー提出。
 - ・特殊小型船舶操縦士(水上オートバイ)の免許証をお忘れの場合は、お貸しできません。
 - ・レンタル3日前までに、必要書類等を準備し提出ください。
 - ・提示・提出・ご入金をいただき誓約書に署名後のレンタルとなります。
 - ・レンタル中に危険行為、破損事故、ドライブ損傷、ロープなどの巻き込みがあった場合は中止。(この場合の返金はいたしかねます。)
 - ・トラブル発生時において当方は借主当事者以外の方とはお話しできません。
 - ・海上保安庁の指導等には速やかに応じ、航路の妨げにならないよう十分注意し航行する。
- ※次の方へのレンタルはお断りさせていただきます。
- ・契約書及び確認承諾書の内容において理解が乏しい方。
 - ・暴力団員及び反社会的勢力の構成員の方。

※キャンセル料について

お客様都合でのキャンセルの場合はキャンセル料が発生します。

3日前まではご利用料金の30%、前日は50%、当日の場合は80%となります。

※天候不良で出航できない場合など、その場合のキャンセル料は発生致しません。

お客様の責任による事故、故障等の為修理が必要となった場合、修理期間中の営業補償料一部費用をご負担いただきます。(修理日数1日当たり、税込¥5,500円とする)

法人団体名: _____ 所在地住所: _____

借主船舶免許証番号: 第 _____ 号 借主携帯番号: _____

契約及ぶ承諾 年 月 日 借主署名: _____ 印